

入札公告

下記物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月18日

青森県GIGAスクール推進協議会

1 調達内容

- (1) 調達案件名
学習者用コンピュータ（ChromeOS）共同調達
- (2) 調達物品
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
令和7年3月26日
- (4) 納入場所及び調達予定台数
仕様書による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 6の入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に参加自治体から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1号の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められる者

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 暴力団員と交際していると認められる者

(7) 過去2年以内に国、地方公共団体と情報端末等の調達及び保守契約を1回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。

(8) 入札の参加を希望する者は、6の入札参加資格確認申請書に(7)の事項を証する書類を添付し、青森県G I G Aスクール推進協議会事務局に提出すること。開札日までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 本件入札に関する事務を担当する部局の名称

青森県G I G Aスクール推進協議会事務局（以下「事務局」という。）

〒030-8540

青森市長島1丁目1番1号 青森県庁西棟6階

担当 青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話番号 017-734-9873

電子メール shisetsu-zaimu@pref.aomori.lg.jp

4 入札説明書の交付場所、問合せ先

入札説明書は、青森県教育庁学校施設課ホームページからダウンロードすること。問合せ先は3を参照すること。

5 仕様等に関する質問の期限

調達機器等の仕様に関する質問は、必ず3に記載した事務局に電子メールにて令和6年12月20日午後5時までに提出すること。

なお、参加自治体に直接問合せや質問を行わないこと。

6 入札参加資格確認申請書の提出期限

令和6年12月24日午後5時

提出方法は3に記載した事務局まで直接持参、又は郵送のこと。郵送の場合は、期限まで必着のこと。

なお、入札参加資格の確認結果は後日通知する。

7 入札・開札の場所及び日時等

(1) 場所

青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県庁西棟6階学校施設課入札室

(2) 日時

令和7年1月8日午後2時

(3) 提出方法

直接持参のこと。

8 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項を準用し、再度の入札を行う。

入札は、原則として3回を限度とし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者との随意契約の交渉を行うことがある。

9 入札保証金

入札保証金については、不要とする。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。また、8により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わるできない。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札において委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 入札において記名押印又は訂正印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札した旨の申し出のあった入札

(8) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約方法

落札者は、落札価格をもって仕様書別紙2に基づき、参加自治体と契約を締結するものとする。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び参加団体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該団体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

13 その他

- (1) 落札者は、参加自治体の積算費用の内訳を明示したものを一覧表（電子データ）として、落札後速やかに事務局に提供すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他団体の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。